

むつ市農業委員会
第 7 4 2 回総会議事録

むつ市農業委員会第 7 4 2 回総会議事録

1. 開催日時 平成 2 9 年 2 月 8 日（水）午前 1 0 時 5 0 分から午前 1 1 時 5 0 分
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室 A
3. 出席委員（2 6 名）

議 席	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	北 川 岩 男
2		青 木 明
3	〃	杉 山 重 一
4	〃	菊 池 秀 藏
5	〃	坂 本 正 一
6	〃	畑 中 光 政
7	〃	蛭 名 修 一
8	〃	柏 谷 均
9	会 長	立 花 順 一
1 0	農 業 委 員	鴨 田 輝 雄
1 1	〃	菅 原 靖 博
1 2	〃	工 藤 輝 雄
1 3	〃	村 口 鉄 雄
1 4	〃	野 里 岩 雄
1 5	〃	嶋 影 秀 子
1 6	〃	向 川 則 勝
1 7	〃	林 忠 久
1 8	〃	小 林 義 顯
1 9	〃	柳 澤 都 市 秋
2 3	〃	杉 山 武 美
2 4	〃	本 山 日 満 夫
2 5	〃	柴 田 峯 生
2 6	〃	中 嶋 寿 樹
2 8	〃	板 井 弘 已
2 9	〃	立 花 幸 雄
3 0	〃	水 戸 隆 璽

4. 欠席委員（2名）

議席	役職名	氏名
20	農業委員	福永忠雄
22	会長職務代理者	村口利光

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 むつ農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
議案第3号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
議案第4号 下限面積（別段面積）の設定について
議案第5号 平成29年度農作業標準賃金（案）について
報告事項 農地所有適格法人報告書の届出について
農地の転用事実に関する照会について

6. 会議に従事した職氏名

局長 工藤初男
次長 寺島誠
主任主査 対馬亮子
主事 種市大輝

7. 会議録署名委員

19番 柳澤都市秋 21番 杉山武美

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主任主査 対馬亮子

9. 会 議 の 概 要

議長	ただいまから、むつ市農業委員会第742回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、28名中26名で定足数に達しております。 本日、20番福永委員、22番村口利光委員より、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、19番柳澤委員、21番杉山武美委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の対馬主任主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1件を議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。 受付第1号、申請地は大字奥内字坂本40番他1筆、面積合計2,264㎡であります。 申請地は、譲渡人世帯が耕作してきたものであります。譲受後は水田として利用するものであります。 調査につきましては、1月25日立花会長、菊池委員、立花幸雄委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
立花幸雄 委員	議案第1号受付第1号ですが、当日は雪が積もっている状況ではありましたが、その中で現地を確認しましたが、事務局の説明どおり特に問題となるようなことはないかと思います。
議長	議案第1号について、質疑を許します。
各委員	(異議なしの声)

議長	質疑がありませんので、議案第 1 号は原案のとおり承認いたしました。 議案第 2 号、むつ農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてを議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第 2 号、むつ農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、ご説明いたします。 申請地は大字奥内字二又山 2 番地及び 3 番地で、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項にもとづき、むつ市長より意見を求められたものです。 本申請はすでに農地法の適用は受けていない土地に対し農用地区域から除外するものであり、申請地については、平成 26 年 6 月に、当該区域における開発行為について、特に問題が無い旨回答済みであります。 調査については、1 月 25 日立花会長、菊池委員、立花幸雄委員、事務局により調査をした結果、現況についても、近隣農地に特に影響はなく、問題はないと思われます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
議長	補足説明がありませんので、議案第 2 号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
坂本委員	私は現況がよくわかりませんが、かなり昔に現地を確認したことがあります。土砂の採取で色々問題になった経緯が過去にあったような気がします。現況確認した委員がよくわかっているとは思いますが、開発に当たってはそれなりに地域への影響を考えながらやってもらいたいということを要望します。
議長	他に質疑がありませんので、議案第 2 号は原案のとおり承認いたしました。議案第 3 号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてを議題に供します。 なお、番号 582 番から 584 番は、菊池委員、番号 1098 番、1099 番は北川委員、番号 1223 番、1224 番は嶋影委員が、農業委員会会議規則第 13 条の 2 議事参与の制限の規定に該当いたします。 先に、番号 582 番から 584 番を審議いたします。 4 番菊池委員の退席を求めます。 (菊池委員退席)
議長	事務局より説明願います。
事務局	議案第 3 号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてご説明いたします。

本議案は、農地利用状況調査に伴い農地の確認をした結果、非農地と判断できる農地及び以前より転用済みの農地などが発見されましたので、筆数合計 1, 256 筆、面積合計 1, 703, 660 m²を、農地台帳から削除するためのものです。

なお、議案に掲載してあります番号 753、771、775、787、793、820 番について、当該区域の調査担当委員から、再確認が必要のため、取り下げしたいとの申し出がありましたので、番号 753、771、775、787、793、820 番は議案から削除願います。

それでは、現地の空中写真を、スライドで見させていただきます。

(スライドにより、空中写真の説明)

議長 番号 582 番から 584 番について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 質疑がありませんので、番号 582 番から 584 番については承認いたしました。
菊池委員の入場を許可します。

(菊池委員着席)

議長 続いて、1 番北川委員の退席を求めます。

(北川委員退場)

(スライドにより、空中写真の説明)

議長 番号 1098 番、1099 番について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 質疑がありませんので、番号 1098 番、1099 番は承認いたしました。
北川委員の入場を許可します。

(北川委員着席)

議長 続いて、15 番嶋影委員の退席を求めます。

(嶋影委員退席)

(スライドにより、空中写真の説明)

議長	番号１２２３番、１２２４番について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、番号１２２３番、１２２４番は承認いたしました。 嶋影委員の入場を許可します。 (嶋影委員着席)
議長	引き続き議案の説明を事務局より説明願います。 (スライドにより、空中写真の説明)
議長	議案第３号、番号１番から５８１番、５８５番から７５２番、７５４番から７７０番、７７２番から７７４番、７７６番から７８６番、７８８番から７９２番、７９４番から８１９番、８２１番から１０９７番、１１００番から１２２２番、１２２５番から１２５６番までについて、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、議案第３号は原案のとおり承認いたしました。 議案第４号、下限面積（別段面積）の設定について、を議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	下限面積（別段面積）の設定についてご説明いたします。 農地の売買・贈与・貸借等には、農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要となっていますが、許可要件の一つに下限面積が定められています。 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと、生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、農地の譲受人又は、借受人が耕作することになる農地面積が、農地取得後に、最低５０アール以上でなければ農地法第３条の許可ができないとするものですが、農地法の改正により、地域の平均的な経営規模が小さく地域の実情に合わないなどの場合、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっております。 また、このことについては、農林水産省からの通知により、毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性を検討することが求められておりますので、ご審議をお願いするものです。 今回の下限面積設定基準につきましては、議案第４号の中段に記載してあります。平成２７年に行われた農林業センサス２０１５の数値を参考に設定してあります。

設定面積につきましては、農地法施行規則第17条第1項第3号により、設定区域内において、面積未滿の農家数が総農家数のおおむね4割を下回らないように算定することとされており、下限面積設定基準に記載してあるように、旧むつ市田名部地区を20aとした場合のみが下回ることとなりますが、現在の設定面積、旧むつ市田名部地区30a、旧むつ市大湊地区20a、旧川内町20a、旧大畑町20a、旧脇野沢村20aで、すべての地区で4割を下回らないこと。

また、これまでも、この面積設定で何ら支障がないことから、事務局といたしましては、昨年度と同様の設定面積で良いのではないかと考えております。

説明は以上です。

議長

議案第4号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第4号は原案のとおり承認いたしました。
議案第5号、平成29年度農作業標準賃金(案)について、を議題に供します。
事務局より説明願います。

事務局

平成29年度農作業標準賃金(案)について、ご説明いたします。
農作業標準賃金の算定につきましては、下北の農業は、十和田おいらせ農業協同組合むつ支店が、農業の中心拠点となっておりますことから、例年、十和田市を参考に標準額を決定しております。
十和田市農業委員会へ確認いたしましたところ、昨年度と同額とのことでしたので、当市の標準賃金についても昨年と同額としております。
この賃金単価については、あくまでも目安でありますので、実際には当事者双方の話し合いで決定されるのが望ましいかと思われまます。
説明は以上です。

議長

議案第5号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第5号は原案のとおり承認いたしました。
続きまして、農地所有適格法人報告書の届出について6件、農地の転用事実に関する照会について2件、報告事項があります。
事務局より説明願います。

事務局

農地所有適格法人報告書についてご説明いたします。
今回の報告の農地所有適格法人は、「有限会社エムケイヴィンヤード」「有限会社青陵農産」「有限会社石戸谷牧場」「農事組合法人協和農場」「農事組合法人下北ファーム」「有限会社新栄農場」の6団体です。

この6団体から農地所有適格法人報告書の提出がありましたので、農地法施行規則第58条及び第59条に規定する添付書類の整備がされていること。

また、報告書が適正に記載されていることなどを確認いたしました結果、別紙の農地所有適格法人要件確認書のとおり、「法人形態」「事業の種類等」「構成員数」「農業・農作業従事者の状況」等につきまして、6団体とも要件を満たしていることを報告いたします。なお、法人によって事業年度が異なることから、例年この時期の報告となっているものです。

報告第2号、申請地大畑町正津川戦敷348番他5筆、地目は田、面積合計10,975㎡、調査につきましては、1月11日、畑中委員、柏谷委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続して利用する事が出来ないと見込まれるため、非農地と回答いたしました。

報告第3号、申請地大字田名部字土手内74番1076、地目は田、面積2,213㎡、調査につきましては、1月12日、菅原委員、工藤委員、嶋影委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため、非農地と回答いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第742回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員

柳 澤 都市秋

会議録署名委員

杉 山 武 美